エールしりべし！お弁当マルシェ事業実施要領

第１　目的

　新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店を応援するため、テイクアウトなど新しい事業スタイルに挑戦する飲食店に後志合同庁舎玄関及びロビーを開放し、弁当等の販売の場を設けることにより、後志管内における新北海道スタイルの取組を推進することを目的とする。

第２　対象者等

　事業実施対象者は、後志管内の飲食店とする。

　参加飲食店は最大４社とし、キッチンカー等の移動店舗の場合は別途決定する。

第３　事業参加申込又は決定

1. 本事業に参加を希望する者は、販売日の２週間前までに別紙１「参加申込書」または簡易申請フォームにより後志総合振興局地域創生部地域政策課長（以下「地域政策課長」という。）に申し込むものとする。
2. 事業参加の決定は、別紙２「参加決定通知書」をもって行う。
3. 販売日の２週間前までに申込が４社を超えた場合は、抽選とする。その際、本事業の参加回数が少ない飲食店があった場合は、優先して決定する。落選した場合は、別紙３「落選決定通知書」をもって行う。
4. 販売日の２週間前までに申込が４社に達しない場合は、先着順とする。この場合、本事業への参加回数は加味しない。

第４　販売品目

　販売品目は、弁当等とする。

第５　販売方法

1. 弁当等の販売は、参加者が自ら行うものとする。
2. 弁当等の販売対象は、一般来庁者及び後志合同庁舎に勤務する職員とする。

第６　販売場所等

1. 販売場所は、後志合同庁舎１階道民ホール又は庁舎前玄関とするが、詳細な位置については、地域政策課長が指示する。
2. 販売に必要な机、椅子の備品については、地域政策課で設営する。

第７　販売日及び時間

1. 食品等の販売日は、６月17日から８月26日までの期間における毎週水曜日とする。
2. 弁当等の販売時間は、地域政策課長が別途決定する。

第８　諸手続等

　弁当等の販売に係る食品衛生法に基づく届出及び食品販売業に係る許可等については、参加者が行うものとする。

第９　その他

本実施要領に定めのない事項及び上記の定めにより難い場合については、地域政策課長が別に定める。

附則　この要領は、令和２年６月２日から施行する。

　　　この要領は、令和２年６月17日から施行する。

　　　この要領は、令和２年６月23日から施行する。

別紙１

令和２年　月　日

エールしりべし！お弁当マルシェ参加申込書

北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課長　様

所　在　地

名称(屋号又は商号)

代 表 者 名

電話

|  |  |
| --- | --- |
| 実施希望年月日 | 例）6月24日、7月1日 |
| 販売予定品目 | 例）焼き鳥弁当　800円(税込み) |
| 販売方法※該当する方に○を | 庁舎販売・キッチンカー |
| 担当者名 |  |
| メールアドレス |  |
| 備　　　　　　考 |  |

別紙２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　後地政第　　　号

令和　年　月　日

エールしりべし！お弁当マルシェ参加決定通知書

　　名称(屋号又は商号)

　　代 表 者 名 様

　　　　　　　　　　　　　　　　北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課長

　　令和２年○月○日付けで申し込みのあったエールしりべし！お弁当マルシェについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施年月日 |  |
| 販売品目※1 |  |
| 販売方法 |  |
| 販売場所 |  |
| 　備考 |  |

※１　販売品目が変更となる場合は、地域政策課へ連絡すること

別紙３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　後地政第　　　号

令和　年　月　日

エールしりべし！お弁当マルシェ落選決定通知書

　　名称(屋号又は商号)

　　代 表 者 名 様

　　　　　　　　　　　　　　　　北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課長

　　令和２年○月○日付けで申し込みのあったエールしりべし！お弁当マルシェについては、落選となったことをお知らせします。